

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図っております。また、株主及びステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責任を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

なお、支配株主である株式会社ソフトクリエイトホールディングス及び同グループ各社と営業取引及び業務委託取引が発生しておりますが、当社の事実上の必要性及び取引内容の適正性を考慮して行っており、当該取引等以外の新たな取引は原則として行わない方針であります。また、当該取引等については、年度初めの取締役会において年間の取引枠を設定し、承認しております。その他の関連当事者については取引の際に取締役会決議を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益処分等を含め重要な経営判断については、少数株主保護の観点を踏まえて行っておりまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

当社は、機関投資家及び海外投資家の比率が相対的に低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主招集通知の英訳は行っておりません。今後も機関投資家及び海外投資家の比率を留意しながら、引き続き議決権電子行使プラットフォームの利用や株主招集通知の英訳の導入を検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供】

補充原則1 - 2 - 4のとおり、当社は機関投資家及び海外投資家の比率が相対的に低いことから、英語での情報開示・提供につきましては、当該比率を踏まえて、今後も継続して検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2 中期経営計画】

当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。

【補充原則4 - 8 - 1 独立社外取締役のみを構成員とする会合等】

独立社外取締役のみを構成員とする会合等による認識の共有は、時には独立社外取締役に期待される各自の独立した判断を阻害する恐れがあると当社では考えます。社外取締役の経営判断に必要な情報に偏りがないよう、個々の社外取締役に適切な開示を行ってまいります。

【補充原則4 - 8 - 2 筆頭独立社外取締役】

独立社外取締役は、高い専門性や知見、豊富な経験を有して個々にその能力が経営に反映されるべきと考え、筆頭独立社外取締役の選任による序列意識や依存意識の醸成につながるおそれがあるため、当社は筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の委員会等の活用】

当社では、報酬及び指名等を審議する任意の諮問委員会等は設置しておりません。

当社取締役会は、社外取締役2名(両名共に独立社外取締役)を選任しており、取締役会の過半数には達していませんが、独立社外取締役からは、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項を検討するに当たり、独立した客観的な立場から適切な関与・助言を得ております。

今後、これらに係る取締役会の統治機能を強化する必要がある場合には、任意の諮問委員会等の設置を検討いたします。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の実効性評価につきましては、現状、実施しておりません。今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、評価手法も含め検討してまいります。また、評価に係る開示内容についても検討課題として認識しております。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役及び監査役の選任については、【原則3 - 1 - (4)】に記載のとおり、優れた人格及び見識並びに高い経営能力を有する人材を登用しております。

現在の取締役及び監査役には、女性又は外国人の者はおりませんが、取締役会の構成につきましては、独立社外取締役の人数比率、監査役1名以上に財務・会計、また1名以上に法制度に関する知識と見解を備えている人物を選任する等、それぞれが企業価値の向上に大いに貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能しているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。

【原則1 - 7 関連当事者取引】

当社が当社役員や支配株主等との取引を行う場合は、取引条件及びその決定方法の妥当性について、社外取締役及び社外監査役が参加する取締役会の審議及び決議を要することと定めております。

役員に対しては、毎年4月に「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を確認・把握しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

なお、当社は、従業員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金を導入しており、社外の資産管理運用機関と契約を締結のうえ、すべて運用を委託しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画 更新

経営理念: 当社ホームページにおいて、「企業ビジョン」を掲載しております。

経営戦略: 当社は高い技術力と強固な顧客基盤を効率的に組み合わせ、顧客に対して最適なITソリューション・サービスを提供することを経営戦略の基本としております。

経営計画: 2020年度の数値目標を売上高17億9,000万円、営業利益6億5,000万円、営業利益率36.30%程度に設定しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役及び監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役報酬については、職務・貢献度・業績等を勘案し、株主総会で決議された額の範囲内で、代表取締役が決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

(4)(5) 取締役及び監査役候補の指名、選解任を行うに当たっての方針と手続

取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、社内外から幅広く候補者を選出し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。

特に独立社外取締役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、専門的かつ客観的な視点からその役割・責任を果たすことができる方を指名しております。また、独立社外監査役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献いただける方を指名しております。

取締役及び監査役の解任につきましては、法令・定款等に対する違反、または当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合など、当該取締役・監査役の解任が客観的に相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、解任の決議をすることとなります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の概要】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設けております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、当社の経営に関する方針や重要事項等を決定しております。

経営会議は、取締役及び部門長で構成されており、各事業における業績報告、当社の経営戦略や業務執行に関する情報の共有、意見交換の場としての役割を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、社外取締役として十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の構成については、経営に関する実質的な審議が可能な範囲として、監査役を含めた取締役会参加人数を8名とすることで、取締役会の審議の実効性を確保しております。また、取締役会参加者の知見や能力のバランスについては、前述の【原則3-1-(4)】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】 更新

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、東証上場会社情報サービスの当社基本情報に掲載しております「第13期定時株主総会招集ご通知」11頁の「取締役及び監査役の状況」の項目に記載していますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.atled.jp/wp-content/uploads/ir20200601_syosyu.pdf

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会を継続して提供します。

特に、社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、法令の遵守及び経営に関する有用な情報等の習得について、必要に応じて社外研修を通じて対応しております。

社外役員については、候補者選定の要件として経営の監視・助言に必要となる知識経験を保有している事を定めているため、別途トレーニング実施の必要性はないと考えております。ただし、社外役員が当社事業及び当社を取り巻く状況を迅速に把握するための補助として、各社外役員からの要請に応じて、適時各事業担当役員からの説明等を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、専務取締役が管掌する管理部門が、アナリスト/機関投資家向けミーティングの開催や個人投資家向けイベントの出席を行い、株主・投資家との対話の充実を図っております。

当社は、専務取締役が株主・投資家との対話を統括し、管理部門の関係部署が連携して情報発信及び株主・投資家の意見の収集に取り組みます。

株主・投資家との対話に際しては、社内規則「インサイダー取引防止規程」に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ソフトクリエイトホールディングス	3,840,000	51.39
SCSK株式会社	600,000	8.03
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	124,200	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	122,300	1.63
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	104,000	1.39
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	94,200	1.26
MSCO CUSTOMER SECURITIES	83,374	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	76,300	1.02
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	74,800	1.00
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	49,900	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社ソフトクリエイトホールディングス (上場:東京) (コード) 3371

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本として、少数株主の利益を損ねることのないよう努めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂田 純孝	公認会計士											
薄上 二郎	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂田 純孝	○	_____	監査法人の立場から多くの企業の経営に接してきた経験及び公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、選任しております。 また、坂田純孝氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。

薄上 二郎	○	——	青山学院大学における教授としての幅広い見識と高度な専門知識をもとに、独立した立場から当社の経営を監督していただくことを期待したため、選任しております。 また、薄上二郎氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第6号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役会が年間の監査計画を立案する際には、会計監査人と情報の交換を行っております。
- ・監査役会は会計監査人と定期的に会合を持ち、その監査報告をもって財務報告の相当性を判断する参考としております。
- ・内部監査室は業務の充実を図る目的から他の組織から独立した存在としております。
- ・監査役会は内部監査室と定期的に連絡会を実施することにより、双方の監査活動の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小澤 幹人	弁護士													
湯浅 奉之	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

小澤 幹人	○	——	弁護士法人港国際法律事務所における弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした業務執行全般にわたる助言を期待したため、選任しております。 小澤幹人氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、社外監査役の独立性に問題はございません。
湯浅 奉之	○	——	有限責任監査法人トーマツや湯浅公認会計士事務所における公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を活かした、業務全般にわたる助言を期待したため、選任しております。 湯浅奉之氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではないため、社外監査役の独立性に問題はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

1億円を超える報酬の支給対象者がいないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については代表取締役、監査役については監査役会の協議によって決定しております。報酬限度額は、2016年6月23日株主総会の決議によって年額300百万円以内(総額)、監査役は2007年5月1日株主総会の決議によって年額50百万円以内(総額)と定めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は、管理部門が主管となり、電話・メール等にて随時連絡可能としております。
社外監査役のサポート体制は、社外監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な人材を配置することとしております。

1 取締役会

コーポレート・ガバナンス報告書提出日現在、当社では5名の取締役がその任にあたっております。取締役会は取締役5名(うち、社外取締役2名)で構成され、取締役会規程に基づき、月1回の定時取締役会開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われております。また、取締役会には監査役3名(うち、社外監査役2名)が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

2 経営会議

経営会議は、各事業における業績報告、当社の経営戦略や業務執行に関する情報の共有、および意見交換等により、経営会議構成員間の情報共有を図るための機関であります。経営会議は、取締役及び部門長で構成されており、常勤監査役も出席のうえ、原則毎週1回開催しております。

3 監査役・監査役会

当社の企業統治システムとしては、監査役制度を採用し、現在3名の監査役(うち常勤監査役1名)がその任にあたっております。監査役2名は社外監査役であり、これにより監視機能を強化し、経営の健全性の維持を図っております。

4 独立監査人

当社は、金融商品取引法に基づく会計監査契約を、EY新日本有限責任監査法人と締結し会計監査を委嘱しております。EY新日本有限責任監査法人は、監査人として独立した立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会は、取締役5名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の相互監視機能を強化しています。

監査役は、監査役3名中2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京、大阪等で開催される個人投資家向け会社説明会に参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト、機関投資家への個人訪問による決算説明をおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下の資料をウェブサイトに掲載しています。 (a)決算短信 (b)適時開示情報を含む重要なニュースリリース (c)定時株主総会の招集通知 (d)有価証券報告書及び四半期報告書 各資料の内容は、ウェブサイト < https://www.atled.jp/ir/ >	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当責任者: 佐藤 淳 IR担当部署: 管理部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、朝礼や全社員向け社内研修等でCSRの重要性を啓蒙しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法定開示制度や東京証券取引所が定める適時開示規則にのっとり、適切な手続きと時期での情報開示を行っております。また、平成30年4月1日付で施行された金融商品取引法の一部を改正する法律(平成29年法律第37号)の定めに基づき、会社保有情報のうち、当社の発行する株式等の投資判断に著しい影響を与える可能性のある情報については、重要情報取扱規程に基づき適切に開示し、その他の開示義務のない情報であっても、投資判断に影響を及ぼす可能性があると思われる重要な情報については、全てのステークホルダーが入手できるよう、公平かつ迅速に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の通り、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するためにコンプライアンスに係る規程(企業行動憲章、企業行動基準等)を、全社に周知・徹底する。
 - ・内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を整備する。
 - ・各部門の管理責任者をリスク管理活動にあたらせ、重要事項は速やかに報告させる体制を整備し、経営上の重要な事項が発生した場合には、直ちに取締役会において当該事項に関する報告、審議、決定を行うこととし、リスクを未然あるいは最小限に防ぐ。
 - ・法的な問題は、顧問契約先の弁護士事務所から必要に応じて助言と指導を受けられる環境を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ・取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
5. 当社並びに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、独立会社であり、内部統制システムの構築については、親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と協議のうえ、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ・監査役会より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。
 - ・当該使用人の人事異動及び考課については、監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役会に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役会からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・監査役会に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、管理部門長を統轄責任者と定め、企業行動基準に基づいた反社会的勢力対応マニュアルを整備し、特殊暴力防止対策連合会等の関係団体へ加入の上、所轄警察、顧問弁護士とも緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、管理部門を窓口として、警察などの外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否することとしています。

また、特防連、特防協へ加入しセミナー等への参加により情報収集を図るほか、渋谷警察署犯罪組織対策課との情報交換を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社は、さまざまなステークホルダーの皆様に対し社会的責任を有していることを認識し、適時適切な情報開示に努めております。

2. 情報の集約

当社では、決定事実及び発生事実に関する情報、ならびに決算に関する情報については管理部門が、情報管理責任部署として情報を集約しております。

3. 情報の適時適切な開示

当社では、開示すべき重要な会社情報は、原則として取締役会の承認をもって情報開示をしております。ただし、緊急を要する場合には、代表取締役の判断によって情報開示がなされます。情報開示にあたっては、管理部門が開示を行っております。

4. 社内体制のチェック機能

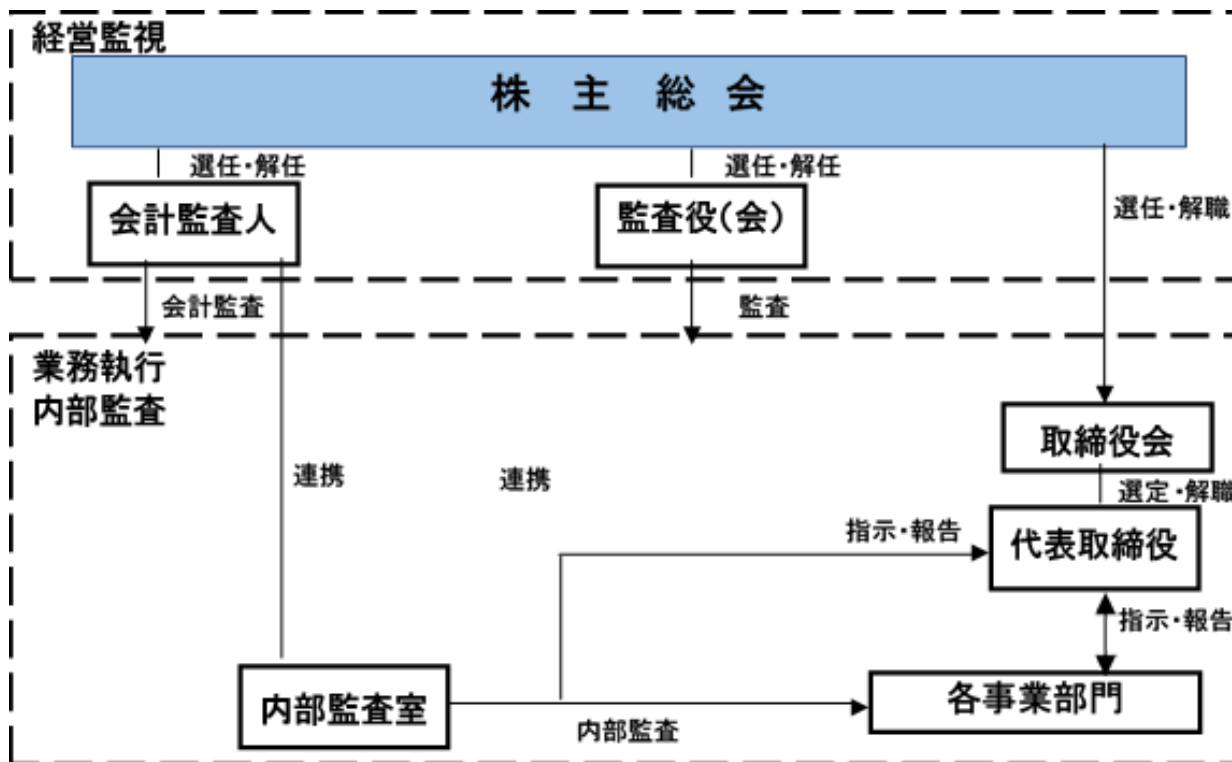
1) 内部監査機能

当社では、内部監査室を通じ、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関し提言するとともに、その検証結果について代表取締役へ報告する体制を構築しております。

2) コンプライアンス関連

当社は、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけており、コンプライアンスが実践されているかを管理部門が調査しております。是正事項が発生した場合には、当該部署の責任者に対して指導・勧告を行うとともに、その調査結果を代表取締役まで随時報告する体制を構築しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

